

市役所駐車場の在り方について



令和8年（2026年）4月

旭川市

1 はじめに

市役所駐車場は、手続等のため市役所に来られる方（以下「目的内利用者」という。）が無料で利用できる駐車場として庁舎敷地内に整備、供用してきましたが、総合庁舎の建替新築に伴い、駐車場を含む庁舎周辺の再整備が必要となり、順次、外構及び駐車場を整備する計画を進めています。

市役所駐車場については、新たに総合庁舎横に整備して令和7年12月に供用を開始し、さらに、令和9年夏頃には第三庁舎跡地に、追加の市役所駐車場整備が完了する計画となっています。

計画を進める中で、市役所駐車場の最終的な駐車台数や供用開始時期等の見通しが立ったことから、効率的な利用及び利便性の向上とともに庁舎敷地の有効活用を図るなど、市役所駐車場の管理運営手法等の見直しについて検討することとしたものです。

2 検討の対象となる市役所駐車場

目的内利用者のために設置する駐車場とし、具体的には、令和7年12月に利用を開始した総合庁舎横駐車場と、旧第三庁舎跡地に整備予定の市役所駐車場とします。

なお、市役所敷地内にある旭川市7条駐車場は、都市計画法に定める旭川圏都市計画駐車場として都心部の交通的な混雑緩和のために整備、設置した「公共駐車場」であり、利用目的に関わらず誰もが利用できるなど、利用対象者や設置目的等が異なるため、当該駐車場については検討の対象外とします。

3 市役所駐車場の現状

(1) 繁忙期やピーク時間帯における駐車台数の不足

庁舎整備工事前の時点では、障がい者用駐車場11台を含む143台を整備していましたが、従前から窓口の繁忙期やピーク時間帯になると満車になることも散見され、周辺道路に駐車待ちの渋滞が生まれる状況となっていました。さらに、その後の新総合庁舎の建設や旧総合庁舎の解体工事に伴い、第三庁舎駐車場の111台まで減少しました。令和7年12月には、総合庁舎横の駐車場整備により139台分を確保しましたが、第三庁舎解体工事に伴い第三庁舎駐車場を閉鎖したことから、現在、駐車台数が不足し、目的内利用者の利便性の低下を招いています。



駐車待ちの車列ができ、渋滞している様子

(2) 目的内利用者以外の利用による影響

市役所駐車場の利用対象者について、平日日中は、駐車場整理員を配置して駐車場整理券を配付し、手続等の対応を行った市役所窓口の押印を求めることにより、目的内利用者に制限していましたが、夜間及び土日祝日の閉庁時間帯は、駐車場整理員の配置がなく、さらに出入口を閉鎖していなかったため、事実上、市役所での手続等という目的の有無に関わらず誰でも利用できる無料駐車場となっていました。

実際に、土日祝日では、旭川市7条駐車場等が空車であるにも関わらず、市役所駐車場は午前中

の早い段階から満車になっていることも珍しくありませんでした。

このことは、市役所駐車場を整備した本来の目的と、実際の利用状況に乖離が生じているほか、市役所駐車場周辺で営業する駐車場の利用を阻害していると想定しています。

今後、令和9年夏頃に第三庁舎跡地に約230台分の駐車場が完成すると、市役所駐車場は合計約370台分の駐車が可能となり、周辺駐車場への影響がさらに懸念され、対策が必要と考えていることや、夜間及び土日祝日には庁舎及び市役所駐車場の維持管理作業が集中的に入り、駐車場の利用制限が必要な状況を踏まえ、令和7年12月の総合庁舎横駐車場の供用開始以降、夜間及び土日祝日は原則閉鎖する取扱いとしています。



満車状態となっている
土日祝日の第三庁舎表駐車場の様子

(3) 市有財産としての庁舎敷地の活用不足

本市では、「第8次旭川市総合計画」の推進のため、「旭川市行財政改革推進プログラム2024」に基づく「健全な財政運営のための歳入確保」のための取組のひとつとして、「市有財産を活用した収入の確保」に取り組むこととしており、市役所駐車場敷地を市の財産として有効に活用することが求められています。

市役所駐車場は令和7年12月まで、3(2)で触れたとおり、夜間及び土日祝日は、事実上、誰でも利用できる無料駐車場となっていたことから、市有財産を十分に活用できているとは言えない状況でした。

(4) 非効率で高コスト体質な駐車場管理

今日の多くの駐車場においては、自動による満空表示、満車時の入庫制限、インターホンによるトラブル対応等が備わった駐車場管理システムによる精度の高い運営が行われるとともに、駐車場内に人を配置しない24時間運用、自動精算機による駐車料金の收受も多く採用され、既に市民等に広く浸透している状況です。

このようなシステム化された無人駐車場の運営管理は、駐車場の運営等に必要な設備の設置から運用を専門的に行う民間事業者が数多く存在しています。また、民間事業者は多くの駐車場をまとめて運営することで、スケールメリットを活かし、経費を抑えた効率的な運営を行っています。

一方で、市役所駐車場の運営管理は直接管理する方式で運用しており、簡易な修繕、駐車場整理券の印刷等は職員が自ら行うほか、照明等の光熱費、有人による駐車場整理の業務委託料、清掃、除雪の各費用を負担しています。令和6年度決算では約1,000万円の経費を市の一般会計から支出しており、近年の労務単価や物価の高騰により年々維持管理経費の負担が重くなっています。

4 今後の市役所駐車場の在り方

(1) 目的内利用者の利便性の確保

市役所駐車場は、目的内利用者の利便性を最大限確保し、安全安心な利用のため、次の事項に取り組みます。

- ・ 駐車台数が十分であること
- ・ 障がい者や移動に支援が必要な方のための専用駐車スペースがあること
- ・ 市役所までの距離が近く、安全が確保された通路があること
- ・ 1台当たりの駐車スペースに十分な大きさがあること
- ・ 適切な明るさの照明設備が配置されていること
- ・ 出入口や進行方向等のわかりやすい場内誘導表示があること
- ・ 場内の清掃、降雪期の除雪が適切に行われていること

また、十分な駐車台数を確保するためには、市役所に手続等で利用する方以外の利用者（以下「目的外利用者」という。）の利用を抑制する仕組みが必要です。市役所駐車場は、旭川市民文化会館に隣接することや中心市街地という立地から、目的外利用者が多く利用する可能性があるため、特に、平日日中の開庁している時間帯における目的外利用者の利用を抑制する対策を講じます。

具体的には目的内利用者の利用はこれまでどおり無料とする一方で、目的外利用者には周辺の時間貸し駐車場の相場と比較して割高な駐車料金を設定することとします。

(2) 目的外利用者の平日日中の利用抑制と夜間及び土日祝日の利用確保

平日日中の開庁時間帯は目的外利用者の利用抑制の対策を措置する一方で、夜間及び土日祝日の閉庁時間帯においては、目的内利用者は1日当たり十数件程度の夜間休日窓口の利用者以外はなく、中心市街地に広大な遊閑地が生じることとなります。

これまでの市役所駐車場は、土日祝日は午前中の早い段階からほぼ満車となることが多く、今後これらニーズは高く推移するものと見込まれます。

このため、目的内利用者がほとんどいない夜間及び土日祝日においては、旭川市民文化会館や周辺宿泊施設、旭川平和通買物公園等の中心市街地等の利用者が市役所駐車場を利用できるようにします。ただし、この場合の駐車場利用者は、目的外利用者であることや、市役所駐車場周辺で営業する駐車場への影響を緩和するため、受益に応じた負担を求めることとします。

また、利用促進のため、夜間及び土日祝日の閉庁時間帯の駐車料金については、平日日中の開庁時間帯に比して利用しやすいよう配慮します。

(3) 市有財産としての庁舎敷地の有効活用

「市有財産を活用した収入の確保」のため、駐車場の敷地を民間事業者の有償で貸付けて駐車場を運営してもらうことで、本市の収入確保を図ります。また、目的外利用者から得られる駐車料金により民間事業者が事業運営できるよう、事業収入増となる取組について積極的に協議します。

(4) 市役所駐車場の効率的な管理運営

市役所駐車場の運営には、多くの経費を要しており、さらに労務単価や物価の高騰及び経年により維持経費の増加が予想される中、一層の業務効率化や経費を抑えた管理運営手法の導入が求めら

れます。

5 今後の市役所駐車場の在り方を実現する手法

4で示す今後の市役所駐車場の在り方を実現するためには、民間事業者の運営による駐車場の有料化が現時点で最善の方法と考えています。

(1) 駐車場の有料化により期待される効果

- ア 目的内利用者の利便性の確保
- イ 周辺の駐車場への影響対策
- ウ 市有財産としての庁舎敷地の有効活用
- エ その他の効果

目的外利用者の有料化により、公共交通機関の利用や、環境負荷への軽減、駐車場周辺の交通渋滞の緩和等の効果が期待されます。

また、有料化による新たな収入を、駐車場の維持補修や、照明等設備の補修及び計画的な更新に必要な経費に充てることで、持続的な運用を図ります。

(2) 民間事業者の運営により期待される効果

民間事業者の運営により次の効果が期待されます。

- ア 豊富な知見やノウハウを生かした駐車場の高度かつ多様な利用
- イ 24時間365日運営、最新の駐車場管理システム導入による駐車場利用者の利便性の向上
- ウ スケールメリットを生かした駐車場の効率的な運営
- エ 駐車場管理システムの更新を含めた導入を民間事業者にしてもらうことで、市の経済的、事務的負担の軽減

6 有料化に向けてのスケジュール

総合庁舎横の市役所駐車場に係る目的外利用者の有料化は、次のとおり想定しています。



なお、第三庁舎跡地の市役所駐車場の有料化は令和9年夏頃の供用開始と同時を見込んでいます。

7 参考～運用イメージ

(1) 有料化の対象イメージ

目的内利用者（来庁者等）は従前どおり無料とし、目的外利用者を有料化の対象とします。

ア 庁舎利用者のうち、レストランや売店、展望ラウンジ等で買物、飲食、観光、娯楽を目的に利用する者

イ 旭川市民文化会館や中心市街地等でのイベント等の参加を目的に利用する者

ウ 庁舎のトイレや飲水機等の設備だけを利用する目的で庁舎を利用する者

(2) 運用方法のイメージ

市は市役所駐車場を民間事業者の有償で貸付け、民間事業者が駐車場管理システムの設置及び保守、料金収納、トラブル対応など運営全般を行います。駐車場管理システムの更新も民間事業者の負担とします。

(3) 営業時間等イメージ

24時間365日（市のイベントや災害対応等で臨時的に閉鎖する場合を除く）

(4) 利用料金イメージ

区分	8～17時	17～8時
平日	500円/60分 最大料金なし	220円/40分 最大料金1,100円（12時間まで）
	目的内利用者は無料	
土日祝日及び 年未年始	220円/40分 最大料金1,100円（12時間まで）	
	目的内利用者は無料	

※利用料金は一例であり、実際の料金は上記イメージどおりとはならない場合があります。